

[論文]

日本のアグリビジネスにみる課題

浅見 満

- 〈目次〉
- はじめに
 - 1. アグリビジネスの本質
 - 2. アグリビジネスにみる多面的機能
 - 3. 農業の競争力再生
 - 4. 農業の構造改革
 - 5. 農業の規制改革
 - 6. 農業の株式会社化
 - おわりに

はじめに

近時のアグリビジネスは世界的な景気回復の遅れを反映し、加えて産業素材、干ばつや原油高に揺れた国際商品市場、BSE（牛海綿状脳症、狂牛病）問題や偽装表示問題が発覚するなど、食品市場全体が激動に見舞われた。北米や豪州の干ばつが穀物価格を急騰させ、大豆、トウモロコシ、採種の国際価格は夏場に4年ぶりに高水準を示し、在庫水準は記録的な低水準となった。一方、アルゼンチン、ブラジルなど南米諸国が年々、増産を続けている。因みに2002年産の大豆は、南米2ヶ国で8,000万トンを超え米国を上回る見通しである。

他方、国内に目を転じると、雪印食品に端を発する偽装問題が食品市場を揺るがした。その後、スターゼンや丸紅畜産、全農チキンフーズなどの産地偽装が相次ぎ、8月には業界最大手の日本ハムも偽装していたことが判明した。因みに、2002年の食品市場の主な出来事を列挙すれば、次の通りである（日刊各紙より抜粋）。

- 1月・雪印食品の牛肉偽装事件で牛肉離れ加速
 - ・卸値の月間平均はBSE問題以後最低水準
- 2月・野菜卸値・暖冬や豊作を反映し12年ぶりの安値
- 3月・全農チキンフーズ、丸紅畜産等による輸入鶏肉偽装事件発覚 輸入鶏肉への敬遠ムードから国産鶏肉価格上昇
 - ・外食産業向け食用油の値上げが3年ぶりに浸透
- 5月・中国産冷凍ホウレン草から基準を超える残留農薬検出 中国野菜の輸入に急ブレーキ
- 6月・関西商品取引上で冷凍エビ上場
 - ・食糧庁が米の減反廃止、計画流通制度廃止の方針決定
- 7月・福岡商品取引所で大豆ミール上場
 - ・中部商品取引所で中国産大豆上場
- 8月・北米で干ばつが広がり、小麦、採種、大豆、トウモロコシの先物価格4年ぶり高騰
 - ・猛暑で家畜の生育が遅れ食肉価格上昇
- 10月・自主流通米が軒並み安値 20銘柄が過去最安値
 - ・コートジボワール内戦でココア先物価格が17年ぶり高値

上記のような一連の問題もあり、消費者の不安感・不信心は一気に高まり、牛肉市場ではBSE問題の影響も

あって、2002年初頭に卸値が例年と比較して約3割以上下落し、その回復は夏場になってからである。このような相次ぐ不祥事に表れているように、アグリビジネスの課題は山積している。

そこで小論では、アグリビジネスの中でも特に農業経営に焦点を当て、その特徴と課題について若干の考察を試みたい。

1. アグリビジネスの本質

アグリビジネスを考える場合、農業生産を抜きに語ることは困難であろう。しかしながら、農業生産はビジネス（市場原理）に馴染まない面が多いといわれる。更に、国際貿易における競争力（市場）の激化が、日本農業に多くの困難な課題をもたらしている。

農林水産省『我が国の食糧需給データ』（平成11年）によれば、国民に供給されている食料（カロリー）の内訳は、24.2%が米、12.4%が小麦、2.9%が大豆及び野菜類、2.5%が果実類であり、その他、肉類が6.5%、魚介類が4.9%である。日本の農産物自給率は世界史的にみた場合、カロリーで40%という低水準である。そこでまず最初に、日本のアグリビジネスすなわち農業の本質について見ていくことにしたい。

アグリビジネスの本質は、基本的に農業生産に依拠するものであり、工業生産のようないわゆる非生命的な物質を処理・加工する無機質な生産と異なり、生物（有機的生命体）の育成にあるといえよう。そしてそれは、現在の人間の力では克服できない自然的条件に大きく依存せざるを得ないところに大きな特質がある。

このような農業生産に対して、工業の生産過程は計画的にしかも多数の労働行程に分割可能であり、部品を連続的且つ同時並列的に生産することが可能である、という点で大きく異なる。又、通常、生産システムが停止しない限り、部品や完成品を24時間態勢で継続的に生産することも可能である。しかし、現在のところ農業のような生物生産においては、完全に人間の思い通りにコントロールすることは不可能であろう。周知のように、農産物の生育には一定固有の季節、順序、期間などが複雑に連鎖しており、まずもって計画通りにコントロールできない側面が多分にあるからである。又、一般的農産物の場合1年をサイクルとするものが多いが、柿・ミカンなど

の果樹や茶などの特産物は20～30年単位、林業においては最低30年単位で捉える必要がある。このような長期にわたる市場（価格）変動を、最先端のマーケティング技法をもってしても精確に予測することはとうてい不可能であろう。

アグリビジネスには、このような農業生産の季節性と生産期間の固定性・長期性という特徴が大きく影響している。因みに、最近では温室栽培で野菜、花、果実など年間を通じて出荷されるものもあるが、しかしコストが掛かり相対的に割高となるため、一般市場性が低く大量生産には適さない。農業生産の場合、たとえ農業用機材を導入し労働時間を短縮できたとしても、農作業の日数が極めて限定的なため、費用対効果を考えると非常に効率が悪いといわざるを得ない。従って、工業の設備投資と異なり計画的な生産調整が困難なため、恒常的な過剰設備投資に陥りやすい状況にある。

その他、日本農業の宿命的課題ともいえる農業経営規模の零細性、収穫逓減法則といった問題が存在している。更に、農産物は腐敗しやすく又損傷の割合が高く、豊作であれば安値となり凶作であれば高値でも生産量が少ないため、飛躍的な売上は期待できないのが実態である。このように、農産物は工業生産物と比較すると、価格や所得の変化に対応する需要の弾力性並びに供給の弾力性が小さいこともあり、農産物の価格変動に連動して需給量が大きく変化するということが起きにくい。又、供給面でも工業製品のように短期間で生産調整（増減）は困難であり、その供給の弾力性は小さいといえる。更に、予測しがたい自然の気象条件の変化によっては、収穫量（供給量）に大きな影響を及ぼすこともありうる。農産物生産はこのような硬直的な需給の下で、増産になれば価格の大幅下落を招き、反対に減産となれば高騰するというように市場価格の乱高下を招くことになる。

このように、農産物生産の固定性、長期性、不安定性という固有の特徴は、資本の回転率と回収を長期固定化するという効率の悪い構造で成り立っている。又、リスクが高い割には見返りが少なく、市場原理に基づいて移動する資本は国内農業に関心を示さなくなる可能性が高い。つまり、日本農業と比較してより低コストの農業生産国からの輸入ビジネスへと投資先が移行することになる。しかしそこには、食糧保障、環境保全、文化価値の継承など公共性の高い多面的機能の維持など、いわゆる

市場メカニズム（経済的効率）だけでは解決困難な側面が存在している。アグリビジネスには、我々が社会生活を営み生命を維持していく上で、大変重要な要素が多分に含まれていることを再認識する必要がある。

2. アグリビジネスにみる多面的機能

近年わが国でも、農業並びに農村の持つ生産活動に伴う多面的機能に、多くの人々が関心を示すようになってきたように思える。その査証として、農業振興や国土・環境保全などの議論が高まっている点を上げることができよう。ここでは「農業の多面的機能」の意義を、一定の国内需給による食糧保障、国土保全、水源の涵養、大気の浄化、温暖化抑制、臭気・騒音防止などの環境保全、ゆとりと安らぎを与える農村空間、子供達への教育力、社会的・文化的価値の継承など、広義の意味に解釈したい。特に公共性の高い機能は、農産物のように市場を通じて支払いを受けることのない、いわゆるプラスの外部効果（外部経済）として捉えることができる。因みに、これらの機能の維持・保全は、市場メカニズムでは困難とされる。述べるまでもなく、外部効果論はマーシャルに始まりピグーによって大きく進展したわけであるが、その認識の本質は「環境問題の解決と真の豊かさを求める21世紀の経済社会」に係わるころの、極めて重要な意味をもつものといえる。

しかし、農業といえども工業と同様に環境汚染の側面を有している。例えば、化学肥料や農業の使用から生じる土壌・水質汚染・野生動植物の死滅、水田等のメタンガスの発生など、更に農薬多用（農薬残留）に伴う食品の安全性問題、森林伐採による農地化・宅地化、過放牧による自然破壊等々、マイナスの外部効果（外部不経済）が挙げられる。その一方で、農業は人間の生命・生存に直接係わるものであり、必要不可欠なものである。従って、農業が環境を汚染するという理由だけで、直ちに農業生産を安易に縮小したり中止することには些か問題がある。仮に外国からの食料輸入で国内需要の不足分を賄うとしても、生産国の環境問題も考慮する必要がある、専ら開発輸入などに依存するというわけにもいかないであろう。その意味では、外部経済の促進も外部不経済の抑制も21世紀のグローバルな課題であり、特に技術開発や農林業に関する官民一体となった、中・長期的なア

グリビジネス戦略が必要不可欠である。

周知のように、日本は米国、カナダ、オーストラリアなど世界の農業生産国の中では、新大陸型大農と比べて競争上明らかに不利な環境にある。米国農業は広大且つ平坦で、200ヘクタール前後の大規模農業として当初から安価な農産物を生産し、欧州への輸出産業として生成した。それに対して日本農業は、その大部分が山河に隣接した狭隘な傾斜地において、1ヘクタール前後の平均規模で割高の小商品生産を行っているにすぎない。

このような日本農業の生産条件は、人為を超えた所与の地域的自然条件の下にあり、その克服には限界があるといわざるを得ない。しかし、だからといって現状を放置しておくわけにはいかないであろう。そこで次に、日本農業の再生について考えてみたい。

3. 農業の競争力再生

輸入野菜について日本政府は平成13年4月10付で、WTOセーフガード協定等及び関税定率法に基づき、ねぎ、生しいたけ及び薑表に関する「ねぎ等3品目に関するセーフガード暫定措置について」を公表した。その背景には、例えば日本の農業生産者が出荷するねぎの価格が101円/kgの時に、中国産は17円/kgと大きな開きがあった。輸入品には輸入コストを掛けても十分な利益が出るだけの競争力があり、従って大量流入による日本農業圧迫の危機感が存在した。日本の約30分の1程度とされる中国内の安い労働賃金、地価、それを利用した日本商社や外食産業などによる開発輸入など、日本農業全体に係わる課題は歴史的・地域的特性なども反映し、複雑な様相を生じている。

先にも述べたように、農産物は工業製品と異なり人間の生命維持に直接関わるものであり、新しい技術並びに品種等が開発されればそれを私的に独占することなく、公的機関などを通じて一般に素速く普及・伝播させてきたという経緯がある。つまり、伝統的に日本国内の「公益性を優先」させるというシステムである。それを無条件に国外に流失させるということは、ある意味で日本の公益性が市場原理によって歪められることにもなり、強いては国益が損なわれることにもなろう。従って、ある程度の暫定的な輸入制限はやむを得ない部分もある。しかしそれは、あくまでも緊急避難的な措置であって、将

来的に日本農業の競争力再生を目指した適切な政策を迅速に講じるべきである。

更に、最近の日本農業経営改革には二つの課題が存在する。第一に農業特区構想であり、第二には消費者の「食の安全」指向の高まりである。前者は、政府が2002年、国際競争の激化や農家の担い手不足などに直面する農業経営を抜本的に改善するため、民間企業の農業分野への参入を打ち出した。それに対して、生産者団体は「利潤追求を最優先する企業の参入は危険」と反発し、農業特区構想を骨抜き同然にしている。

後者については、BSEなどで不祥事が度重なり、生産者は取引先や消費者に生産履歴（トレーサビリティ[原料・生産履歴の追跡管理]システム）を開示し、安全性を保証することなどが求められている。農産物といえども、このような最近の動向を避けて通ることは出来ない。しかも、新しいシステムは生産者のコスト増の要因となり、将来的にアグリビジネスを発展させるには、自らの改革を加速せざるを得ない状況にある。

このような現状を背景として、食品の生産・流通履歴を明確にするトレーサビリティのシステム作りが進展しており、近い将来、食肉だけでなく野菜や水産物など、品種や産地、生産方法、出荷時期などを消費者が知ることが出来るようになるものと推察される。既に生産者や一部のスーパーなどでは、積極的にシステム作りに取り組んでおり、例えば松阪牛など高級銘柄牛の産地で独自の仕組みを構築した結果、国産のブランド牛の信頼が以前にも増して高まり、卸値が高騰している。更に、米の価格下落が続く中、ブランド米の代表的銘柄である「新潟県魚沼産コシヒカリ」の引き合いが高いなど、牛肉と同様に消費者のブランド志向の高まりがみられる。このような新しい動向を的確に捉え、適切に対応したアグリビジネスに関する経営戦略が求められているといえる。

そこで次に、アグリビジネスの根幹ともいえる、農業の構造改革について見ていくことにしたい。

4. 農業の構造改革

農林水産省は、農業の構造改革に向けた農地法の見直しに着手したが、農業協同組合組織などは相変わらず企業の参入規制緩和に抵抗する姿勢を示しているようにみえる。しかし、その流れは徐々にではあるが変化しつつ

ある。このような流れを受けて、農業への参入に関心を抱いている企業もみうけられる。例えば、土木機械を所有し初期投資が比較的小さくて済む建築業者などである。その背景には、公共事業の減少や農水省の農地法改正の動きなどがあるものと推察される。

農業の根幹ともいべき農地法は、「農地所有者は耕作者が基本」という耕作者主義に基づき、農業者以外の農地所有を排除するという原則に基づいている。それは敗戦直後、小作農を地主から解放する農地改革を行った名残りであるが、その後半世紀の間に大きく環境が変化したにもかかわらず、ほとんど手付かずのまま今日に至ったといえる。

しかし、改革の議論が全くなかったわけではない。企業の農地所有を認め、農業の大規模化や高度化を進めるべきであるとする構想が、何度も浮上しては消滅した経緯がある。特に、徹底して抵抗してきたのが農業協同組合を中心とする全国組織である。因みに、抜本改革を目指して検討してきた2001年3月の農地法改正でも、「農地を所有する株式会社は農業関係者以外の議決権を4分の1に抑える」といった厳しい規制が残された。近時の見直し議論においても、農業協同組合組織は規制緩和反対を貫く方針のようである。つまり、農村は「様々な協力関係から成立しており、利益を優先する企業の参入は混乱を招くことになる」、という主張のようである。その背景には、企業の参入によって「農家のコントロール」が低下してしまう、という農協関係者の思惑が強く反映しているものと推察される。しかし、敗戦直後の農地改革から既に半世紀が経過しており、農業の将来を考えた場合、改革の流れを止めるような言動には問題があろう。

一方、保守的とされる自治体においては、「農業に新しい血を注ぎ活性化しなければ地域の未来はない」、という危機感が強いように思われる。その事由として、改革特区のアイデア募集に対して20の自治体が、農業の参入規制緩和を提唱していることが挙げられる。又、政治的な流れも変化しつつあるように見受けられる。日本政府は、2002年6月に決定した「骨太の方針第2弾」に農業構造改革の加速を明記しており、農地法の見直しに関しても言及している。

しかし、安価な農産物の輸入急増などで国内農業の収益環境が厳しく、実際に参入する企業が出現するかどうかが先行き不透明である。更に、規模の拡大を達成したと

しても、現状では中国など途上国との人件費などの格差が大きく、容易に収益を上げる状況ではない。そこには、食品加工事業の兼業であるとか安全性の認証制度など、継続的な創意工夫と努力の積み重ねが必要である。その意味で、ビジネスの可能性を参入規制などで閉ざしてしまうことに疑問がある。

小泉首相は経済活性化戦略の柱として、構造改革特区(2002年7月、政府の推進本部発足)における地域限定で特定分野の規制を緩和・廃止する意向を表明した。経済活性化の牽引役が期待されている「構造改革特区」であるが、財政負担の拡大(税制や予算上の優遇措置)に慎重な政府は「金のかからない規制緩和」を考えているように思える。又、「なるべく規制緩和を最小限に止めた」という族議員と関係省庁等の思惑が錯綜しているようである。

先に触れたように、これまで株式会社の農業経営には根強い反対があり、国会でも長い間議論した末に、漸く2001年に農地法改正が成立した。しかし、それも特区ということで株式会社の本格参入が認められたわけであるが、十分の一しか出資できないなど制約が多い。しかも、その対象が遊休農地の多い地域に限られ、株式会社は農地を購入することが出来ず賃貸でなければならないなど、本格的な農業経営を目指すには課題が多いといわざるを得ない。特区をはじめ規制改革で重要なのは、政治の主導性であろう。法律を制定しただけで、政治の主導性が発揮されなければ成果は期待できない。制度はあくまでも枠組みであり、制度を生かすも殺すもその運用次第であり有効な活用を望みたい。そこで、次に農業の規制改革についてみていくことにしたい。

5. 農業の規制改革

規制改革は、全国一律に実施することが望ましいが、前例のない改革を渋る官僚組織等に対しては、具体的な結果を示すために、特定地域に限定した規制改革の成功モデルが効果的であろう。特区に関する様々なアイデアが出されている中で、高い効果が期待されている一つが農業分野である。何故ならば、歴史的経緯からみて農業は規制に埋もれてきており、従ってその緩和・撤廃による効果が大きく、地域によって最も規制改革の効果の大きな場所が選択できることなど、特区としての成功要

因を備えているといえるからである。農業において、最も要望の強い規制改革は「株式会社の参入」であろう。現代の先端農業をみると、先進国型産業を中心とするバイオ技術を駆使したアグリビジネスの世界が構築されつつある。その一方で、日本の農業は百年一日のごとく旧態然とした自営農業主義の伝統から脱皮できずにおり、年間15万円以上の農産物販売者を一律に「農家」と定義し、無条件に保護するという意味で、無秩序な農業政策が今日まで行われてきたといえよう。

農業の株式会社化により、大規模な経営が容易となるだけでなく、研究開発（R&D）、生産、加工、販売といった一貫体制を構築することで、生産効率を高める余地が大きいとみられる。更に、農村における雇用契約に基づいた合理的な就業形態の選択肢が可能となり、結果的に農村社会の近代化にも貢献すること等が期待される。

その一方に於いて、株式会社化した場合に農地を委ねると、「転売による投機的利益」を追求するのではないかという議論がある。又、農地の転用規制を強化する提案に対しては、財産権の侵害だという逆の議論に遭遇する。このような矛盾した論理は、結局のところ農地の転用利益を目的とする、いわゆる偽装農家の利益を養護するものとも解される。農業政策の基本は産業政策に有り、純粋に農業生産を指向する専業農家の育成を目指し、その形態については大胆かつ柔軟な対応が求められよう。

それに関連して、次に農業の株式会社化についてみていきたい。

6. 農業の株式会社化

農林水産省は2002年5月30日付で、一定地域に限って規制を大幅に緩和する「構造改革特区」構想で、特区での株式会社による農業参入を認める方針を明らかにした。先にも触れたように、農地法では実際に農業を行っている個人や法人が農地を所有することを前提とするため、農業に関係のない株式会社の農地取得は認めていない。しかし農林水産省としては、特区構想に合わせて土地所有の規制を緩和して、農地を有効活用することで地域経済の活性化を図る方針である。因みに、農業就業者の高齢化が進み、耕作放棄などで使用されていない農地は、1985年の9.7万ヘクタールから2000年には21万ヘクタールに増加している。このような実態を受けて、農水省は

2001年3月に農地法を一部改正し、農業を本業とする「農業生産法人」について農業経営の大規模化や効率化を進めている。

因みに、政府の総合規制改革会議は、2002年7月23日の中間とりまとめで、今年度中に病院や農業などの株式会社化を検討・実施し、上下水道についても民間参入を推進する方針を打ち出した。これまで公共・非営利とされてきた分野が商業化されることには、安全性等の観点から問題も指摘されているが、コスト重視の経営手法が導入されることで、サービス価格の引き下げといった利用者の利点も期待できる。すでに非営利分野への民間参入は業務を委託する形で始まっており、新たなビジネスチャンスを求めて民間企業の農業への参入が進展するものと思われる。

例えば農業分野では、和菓子メーカーのシャトレーゼ（本社・山梨）が2002年に農業生産法人を設立し、それまで山梨県内などの農家と契約栽培していた草餅用のヨモギやケーキ用ブルーベリー、ワイン用のブドウなどを栽培している（読売新聞、2002.7.24、p. 11. 参照）。消費者の嗜好に対応した商品開発の重要性が増しており、付加価値の高い商品を提供することが求められていることがある。その背景には、農協や卸売市場などの不透明で硬直化した流通経路を嫌い、自前で調達しようという需要家の強い不満が存在しているものと推察される。

他方、先述のように、特定地域に限って規制を大幅緩和する特区構想に名乗りを上げる自治体が相次いでおり、特に首都圏の自治体が提案合戦の様相を呈している。特に、農業分野での期待が大きく、民間投資を集中させることで地域経済の活性化を目指している。例えば埼玉県では、「農業創生特区・先端農業特区」構想を検討しており、大都市圏であえて「農業」に焦点を当て独自性を創出しようとしている。つまり、企業形態で農地を所有して農業生産する仕組みを考えている。しかし、特区構想の多くは経済効果の試算など、費用対効果の検証が不十分のまま実施すれば、十分な成果を得られない可能性が高い。又、この特区構想には期待と疑問点が混在している。この特区本来の目的は、全国レベルでの規制緩和を進展させることにあるが、その障害になるのが緩和した場合の経済効果や問題点が不透明となり、議論が空回りしてしまうことである。

因みに、規制緩和派の意見を集約すると、「企業が大規

模な農地を取得して、効率的な農業経営を行えば農業が活性化し、雇用も増大する」としている。一方、反対派は「小規模農家が淘汰されたり、農地が転売されたりして農村が荒廃する」としている（日本経済新聞、2002.6.18, p.19. 参照）。そこで、特定地域に限って規制を大幅緩和し、つまり農業を株式会社に解放することによって、経済効果や問題点が明らかにしようとしている。その効果が大きければ、規制緩和は全国レベルで展開されることになり、経済効果も飛躍的に波及することになるものと期待されている。

しかし、特区構想が注目される中で、本来の目的とは異なる期待からの行動もみられる。例えば、特区構想の新しいデフレ対策であるかのような論調や税制・施設設備の優遇措置などである。特区で効果が成功した規制緩和は、全国レベルで実現することになろう。つまり、特区構想が成功すれば本来の役目を終え、特定の地域が永続的に有利性を維持することは出来ない。仮に特定の地域を優遇しよとすると、そこにレント（超過利潤）が発生し、その獲得を目指して厳しい競争が展開されることになる。つまり、レントの配分者である官僚の力が強まり、政治家が介入し、結果的に振興地域が乱立する可能性がある。そのような状況になれば、従来の地域開発構想と何ら変わるところが無く、本来の目的が達成困難となろう。今日、強い期待が持たれている農業の株式会社化ではあるが、当初の主旨から逸脱しないよう注意深く実施し、且つ速やかに成果を上げることが重要である。

おわりに

まとめに変えて、日本のアグリビジネスに関する若干の展望を述べて小論を閉じることにしたい。

日系のアグリビジネスは、日本市場を基盤としてグローバルな事業展開を目指しており、国内の農産物・食料品の市場構造に影響を及ぼしている。アグリビジネスを広義に解釈すれば、農業・食料関連産業を含むが、農業を中心にみると次のようになる。農業「川上部門に当たる農業資材供給産業から運輸・流通産業、そして川下となる食料品製造業、外食産業、小売業に至る広範な領域となる。

因みに農林水産省の統計資料（総合食料局食糧政策課）によれば、1995年度の国内総生産額は全産業で937兆円

となり、1990年に比べ8.6%増の118兆円となった。しかし、1995年度の全産業の国内総生産に対する農林漁業及び関連産業のシェアは12.6%、生産額で118.13兆円（1990年で12.5%の108.806兆円）である。更にその内部構成比率を見ると、農業は生産額でわずか1.3%の約12.068兆円（1990年で1.5%の約13.466兆円）を占めるに過ぎず、その他の農林水産加工業が4.4%の41.65兆円、関連流通業が3.3%の30.64兆円（同2.8%、24.322兆円）、飲食店が2.4%の22.895兆円（同2.1%、18.273兆円）となっている。このことから、農林漁業及び関連産業においては付加価値の大部分が、農業のいわゆる川下の部門で付与されているとえよう。

更に、1990年度と1995年度の伸び率・寄与率を比較すると、川上の農林水産業がマイナスを示しているのに対して、川下に当たる関連流通業（伸び率30.1%、寄与率67.8%）並びに関連投資（同25.9%、11.2%）はいずれも増加しているのが目につく。その一方で、資材供給産業は農産物や水産物の輸入増に伴う生産の縮小が影響し、13.1%伸び率にして3.3%の減少となっている。このような要因から資材供給産業は、国内最大の農業関連組織である農業協同組合共々、非常に厳しい市場状況に直面しており、再生のための方策が緊急の課題となっている。

その背景には、先にも触れたように、アグリビジネスの流通チャネルが国内農産物から輸入農産物へと移行している点が挙げられる。農水産物市場全体に占める輸入食料の浸透度について、『平成6年度農業白書付属統計表』（農林統計協会、1995年）を参照すると、1980年の21%から1990年に26%へと増加傾向を示している。とりわけ、加工食品向け農水産物の輸入品浸透度が1990年には47%に達している。更に、外食産業向け農水産物の輸入浸透度も、1980年の17%から1990年には30%へと拡大していることも大きな特徴である。

因みに、食料品製造業においては、その他の製造業種と比較した場合、中小規模の企業が多いように思われる。その一方、特定の市場（例えば、ビール、マヨネーズ、食肉加工品、植物食用油、小麦粉など）では大企業集団とその系列によって構成される、いわゆる食品独占体による市場支配も存在する。

農産品を含む食料品製造業にとっては、できるだけ安価な原材料をしかもより安定的に確保し、市場競争力を持続することが重要な経営課題であり死活問題となる。

又、自由貿易を規制する農産物保護制度が障害と感じている経営者も少なくない様である。国内農産物の流通管理制度や価格支持制度もについても同様であり、更なる規制緩和が求められる。その意味で、近年のWTO体制への移行に伴う農産物貿易自由化や新食糧法によって、評価すべき新たなビジネスの動きがみられる。尚、これらについては、今後の検討課題としたい。

【参考文献】

- 加藤譲編『食品産業経済論』農林統計協会、1990年。
東井雅美・暉峻衆三・常磐政治・久野重明編著『日本経済と農業問題』ミネルヴァ書房、1991年。
柏久『農業経済学的发展過程』日本経済評論社、1994年。
熊沢喜久雄監修『環境保全型農業とは何か』農林統計協会、1996年。
中野一新編『アグリビジネス論』有斐閣、1998年。
斉藤修『フードシステムの革新と企業行動』農林統計協会、1999年。
黒柳俊雄編著『消費者と食料経済』中央経済社、2000年。
農政ジャーナリストの会編『野菜をめぐる輸入と国内供給』農林統計協会、2001年。
戸田博愛『食文化の形成と農業』農産漁村文化協会、2001年。
三島徳三『規制緩和と農業・食料市場』日本経済評論社、2001年。
農政ジャーナリストの会編『新たな経営対策と日本農業』、農林統計協会、2001年。
高橋正郎『農業の経営と地域マネジメント』農林統計協会、2002年。
高橋正郎『フードシステムと食品流通』農林統計協会、2002年。
梶井功編『WTO農業交渉の現段階と多面的機能』農林統計協会、2002年。
高橋正郎監修『フードシステム学の理論と体系』農林統計協会、2002年。
速水裕次郎・神門善久『農業経済論』岩波書店、2002年。
農林統計協会『農業白書』農林統計協会、各年版。
食料・農業政策研究センター『食料白書』農産漁村文化協会、各年版。
- 国際連合食糧農業機関（FAO）編『世界食料農業白書』
国際食糧農業協会、各年版。